

看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン改正について（案）

【看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標（資料1-2）】

- 検討会から示された「将来を担う看護師に求められる能力」をもとに、免許取得前に習得すべきもの及び到達すべき水準として、「看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標」について検討した。
- 看護師に求められる5つの実践能力については現行のままとし、卒業時の到達目標については、曖昧な表現を明確にし、重複している項目等を整理・統合した。
- 地域包括ケアシステムにおける看護師の役割の重要性が増していることから、地域包括ケアシステムについての学習が充実するよう、構成要素及び卒業時の到達目標に追記した。

【看護師教育の技術項目と卒業時の到達度（資料1-3）】

- 看護師基礎教育において到達度を示す「技術」はテクニカル・スキル（手技）であると整理した上で、技術提供の前に行う対象の観察やアセスメント等の表現を含まない簡潔明瞭な表現とした。
- 免許取得前に習得することが求められる必要最小限の技術項目を示すこととし、重複した項目を整理・統合した。
- 学内で行う演習と臨地で行う実習では、卒業時に求められる到達度のレベルは異なるため、それぞれの到達度を分けて示すこととし、評価しやすい文言に修正した。
- 輸液ポンプや人工呼吸器等の操作・管理の項目を整理・統合し、医療機器として一項目にまとめた。
- 気道確保や人工呼吸、心臓マッサージの項目を一次救命処置（basic life support : BLS）に統合した。
- 「6. 呼吸・循環を整える技術」の「温罨法・冷罨法」については、エビデンスを踏まえ、「13. 安楽確保の技術」の「安楽の促進・苦痛の緩和のためのケア」の項目に統合した。

【教育内容・方法等の充実（資料1-4～1-7）】

＜教育の基本的考え方＞

- 患者等の対象者との人間関係を形成するためには、その基礎となるコミュニケーション能力が求められ、更なる強化の必要性が指摘されたことから、新たに項目を設け、コミュニケーション能力獲得を目指す旨を明記した。
- 看護を単に計画的に実践することよりも、科学的根拠に基づいて判断し実践することが重要であることから、看護基礎教育において必要な臨床判断を行うための基礎的能力を養うよう明記した。
- 多職種連携の重要性や多様な場で療養する対象者が増えていることを踏まえ、文言を修正・追記した。

＜教育内容の分野の区分＞

- 教育内容として看護の統合と実践が創設されて約10年が経過し、その意義が十分に浸透したこと、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ、統合分野は必ずしもこの順で一方向的に学ぶのではなく、教育の実態から双方向的に往来しながらの学習もあり得ることから、各養成所が教育理念や目標に合わせてカリキュラムを編成しやすくなるよう、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ、統合分野の区分を1つにまとめて「専門分野」とした。

＜基礎分野＞

- 情報通信技術（ICT）の発展に伴い、医療現場や教育機関でのパソコンやタブレット型端末等の活用、遠隔診療・保健指導の導入、医療機器の高度化等が進展しており、看護基礎教育においても情報通信技術（ICT）を活用するための基礎的能力を養うことが重要であり、またコミュニケーション能力の更なる強化も図る必要があることから、留意点に追記するとともに、3年課程は現行の13単位から1単位増の14単位、2年課程は7単位から1単位増の8単位とした。

<専門基礎分野>

- 人体の構造と機能及び疾病の成り立ちと回復の促進については、看護実践と結びつけて学ぶことが重要であることから文言を追記するとともに、解剖生理学や薬理学等を充実させ、臨床判断能力の基盤を強化するための講義・演習の充実を図る必要があることから、現行の15単位を1単位増の16単位とした。

<専門分野>

- 基礎看護学は、シミュレーション等を活用した演習の推進について留意点に文言を追記するとともに、臨床判断能力や倫理的判断・行動に必要な基礎的能力を養うための演習の強化を目指し、3年課程は現行の10単位から1単位増の11単位とした。
- 在宅看護論は、生活者に対する看護という視点から全ての領域の根本にあたると考えられ、教育の初期段階から学ぶ重要性が改めて確認されたことから基礎看護学の次に位置づけた。また、療養者を含めた地域で暮らす人々を対象と捉える趣旨を明確にするため、名称を「地域・在宅看護論」に変更し、対象者及び対象者の療養の場の拡大を踏まえ、3年課程は現行の4単位から2単位増の6単位、2年課程は現行の3単位から2単位増の5単位とした。
- 看護の統合と実践については、チーム医療の一層の推進が重要であることから、多職種連携について学び、臨床判断を行うための基礎的能力を養うために、また、免許取得前に習得すべき水準を勘案し諸外国における保健・医療・福祉については、課題を理解することとした。

<臨地実習>

- 実習前後の講義や演習における教育内容・方法の工夫により、教育の充実を図る余地があると考えられることから、単位数は現行のままとし、教育効果を高める観点から、各養成所の裁量で領域ごとの実習単位数を一定程度自由に設定できるよう、領域ごとの最低単位数を示すこととした。
- 成人看護学及び老年看護学の臨地実習は、人口構造の高齢化に伴い、実習対象が重なる実態を踏まえ、学習内容の重複を避け、各養成所において柔軟な実習施設の確保や実習編成が可能となるよう単位数を統合して示すこととした。
- 平成27年の看護課長通知「母性看護学実習及び小児看護学実習における臨地実習について」が十分に周知されていないことから、ガイドラインにその内容を記載することとした。

<その他>

- 総単位数と共に示している時間数「3,000時間以上」等については、学生が主体的に学ぶことができる教育方法や柔軟なカリキュラム編成を推進するため、全課程において時間数を示さないこととした。
- 従来より、領域横断等の柔軟なカリキュラム編成を行うことは可能であるが、実際に取り組んでいる看護師養成所が限られていること、領域横断等の柔軟なカリキュラム編成により教育の充実を図ることが重要であることから、更なる推進を目指して、備考にその旨を追記することとした。
- 2年課程においては、通信制の備考欄の記載内容はガイドライン本文にまとめて記載することとした。保健師・看護師統合カリキュラムは、現行の122単位から6単位増の128単位、助産師・看護師統合カリキュラムは、124単位から6単位増の130単位とした。

看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン
別表13 看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標 (案)

第9回 看護基礎教育検討会 資料1-2
令和元年9月12日

現行

※実践については、看護職員や教員の指導の下で行う

看護師の実践能力	卒業時の到達目標		
	構成要素		
I群 ヒューマンケア の基本的な能力	A. 対象の理解	1 人体の構造と機能について理解する	
		2 人の誕生から死までの生涯各期の成長・発達・加齢の特徴を理解する	
		3 対象者を身体的・心理的・社会的・文化的側面から理解する	
	B. 実施する看護についての説明責任	4 実施する看護の根拠・目的・方法について相手に分かるように説明する	
		5 自らの役割の範囲を認識し説明する	
		6 自らの現在の能力を超えると判断する場合は、適切な人に助言を求める	
		C. 倫理的な看護実践	新 -
	D. 援助的関係の形成	7 対象者のプライバシーや個人情報を保護する	
		8 対象者の価値観、生活習慣、慣習、信条等を尊重する	
		9 対象者の尊厳や人権を守り、擁護的立場で行動することの重要性を理解する	
		10 対象者の選択権及び自己決定を尊重する	
		11 組織の倫理規定及び行動規範に従って行動する	
		12 対象者と自分の境界を尊重しながら援助的関係を維持する	
	II群 根拠に基づき、 看護を計画的に 実践する能力	E. アセスメント	16 健康状態のアセスメントに必要な客観的・主観的情報を収集する
			17 情報を整理し、分析・解釈・統合し、課題を抽出する
F. 計画		18 対象者及びチームメンバーと協力しながら実施可能な看護計画を立案する	
		19 根拠に基づいた個別的な看護を計画する	
G. 実施		20 計画した看護を対象者の反応を捉えながら実施する	
		21 計画した看護を安全・安楽・自立に留意し実施する	
		22 看護援助技術を対象者の状態に合わせて適切に実施する	
		23 予測しない状況の変化について指導者又はスタッフに報告する	
H. 評価		24 実施した看護と対象者の反応を記録する	
		25 予測した成果と照らし合わせて、実施した看護の結果を評価する	
	26 評価に基づいて計画の修正をする		
III群 健康の保持増進、 疾病の予防、 健康の回復にか かわる実践能力	I. 健康の保持・増進、 疾病の予防	27 生涯各期における健康の保持増進や疾病予防における看護の役割を理解する	
		28 環境の変化が健康に及ぼす影響と予防策について理解する	
		29 健康増進と健康教育のために必要な資源を理解する	
		30 対象者及び家族に合わせて必要な保健指導を実施する	
		31 妊娠・出産・育児に関わる援助の方法を理解する	
		J. 急激な健康状態 の変化にある対象 への看護 ⇒ 急速に健康状態 が変化する対象へ の看護	32 急激な変化状態（周手術期や急激な病状の変化、救命処置を必要としている等）にある人の病態と治療について理解する
	33 急激な変化状態にある人に治療が及ぼす影響について理解する		
	34 対象者の健康状態や治療を踏まえ、看護の優先順位を理解する		
	35 状態の急激な変化に備え、基本的な救急救命処置の方法を理解する		
	36 状態の変化に対処することを理解し、症状の変化について迅速に報告する		
	37 合併症予防の療養生活を支援する		
	38 日常生活の自立に向けたリハビリテーションを支援する		
	39 対象者の心理を理解し、状況を受けとめられるように支援する		

改正案

<現行からの変更部分は赤字、項目の統合等は緑字>

卒業時の到達目標
対象者の状態を理解するのに必要な人体の構造と機能について理解する
胎生期から死までの生涯各期の成長・発達・加齢の特徴に関する知識をもとに対象者を理解する
対象者を身体的・心理的・社会的・文化的側面から総合的に理解する
実施する看護の根拠・目的・方法について対象者の理解度を確認しながら説明する
※11・50と統合
※11と統合
看護職としての倫理観を持ち、法令を遵守して行動する ※11から移動
※8と統合
対象者の尊厳を守る意味を理解し、価値観、生活習慣、慣習、信条等を尊重した行動をとる
対象者の情報の取扱い及び共有の方法を理解し、適切な行動をとる
対象者の選択権及び自己決定権を尊重し、擁護的立場で行動する
※7の前へ移動
対象者と自分の境界を尊重しながら関係を構築する
対人技法を用いて、信頼関係の形成に必要なコミュニケーションをとる
必要な情報を対象者の状況に合わせて方法で提供する
※13・14と統合
健康状態のアセスメントに必要な客観的・主観的情報を系統的に収集する
情報を整理し、分析・解釈・統合し、看護課題の優先順位を判断する
根拠に基づき対象者の状況に応じた看護を計画する
看護計画の立案にあたって、対象者を含むチームメンバーと連携・協働する必要性を理解する
計画に基づき看護を実施する
※22と統合
対象者の状態に合わせて、安全・安楽・自立／自律に留意しながら看護を実施する
※25と統合
※25と統合
実施した看護の結果を評価し、必要な報告を行い記録に残す
評価に基づいて計画の修正をする
生涯各期における健康の保持増進や疾病予防における看護の役割を説明する
環境が健康に及ぼす影響と予防策について理解する
※27・30と統合
対象者及び家族に合わせて必要な資源を理解し、生活指導を実施する
※2・27と統合
急速に健康状態が変化する（周手術期や急激な病状の変化、救命処置を必要としている等）対象の病態や、治療とその影響について理解する
※32と統合
※19と統合
基本的な救急救命処置の方法を理解し、模擬的に実践する
健康状態の急激な変化に気づき、迅速に報告する
合併症予防のために必要な看護を理解し、回復過程を支援する
日常生活の自立／自律に向けた回復過程を支援する
※3・20と統合

看護師の実践能力		卒業時の到達目標	
	構成要素		
K. 慢性的な変化にある対象への看護	40 慢性的経過をたどる人の病態と治療について理解する	41 慢性的経過をたどる人に治療が及ぼす影響について理解する	
		42 対象者及び家族が健康障害を受容していく過程を支援する	
		43 必要な治療計画を生活の中に取り入れられるよう支援する（患者教育）	
		44 必要な治療を継続できるようなソーシャルサポートについて理解する	
		45 急性増悪の予防に向けて継続的に観察する	
		46 慢性的な健康障害を有しながらの生活の質（QOL）向上に向けて支援する	
	L. 終末期にある対象への看護	47 死の受容過程を理解し、その人らしく過ごせる支援方法を理解する	
		48 終末期にある人の治療と苦痛を理解し、緩和方法を理解する	
		49 看取りをする家族をチームで支援することの重要性を理解する	
	IV群 ケア環境とチーム体制を理解し活用する能力	M. 看護専門職の役割	50 看護職の役割と機能を理解する
51 看護師としての自らの役割と機能を理解する			
N. 看護チームにおける委譲と責務		52 看護師は法的範囲に従って仕事を他者（看護補助者等）に委任することを理解する	
		53 看護師が委任した仕事について様々な側面から他者を支援することを理解する	
		54 仕事を部分的に他者に委任する場合においても、自らに説明義務や責任があることを理解する	
O. 安全なケア環境の確保		55 医療安全の基本的な考え方と看護師の役割について理解する	
		56 リスク・マネジメントの方法について理解する	
		57 治療薬の安全な管理について理解する	
		58 感染防止の手順を遵守する	
		59 関係法規及び各種ガイドラインに従って行動する	
P. 保健・医療・福祉チームにおける多職種との協働		60 保健・医療・福祉チームにおける看護師及び他職種の機能・役割を理解する	
		新	—
		61 対象者をとりまく保健・医療・福祉関係者間の協働の必要性について理解する	
		62 対象者をとりまくチームメンバー間で報告・連絡・相談等を行う	
		63 対象者に関するケアについての意思決定は、チームメンバーとともに行う	
64 チームメンバーとともにケアを評価し、再検討する			
Q. 保健・医療・福祉システムにおける看護の役割 ⇒ 地域包括ケアシステムにおける看護の役割		65 看護を实践する場における組織の機能と役割について理解する	
		66 保健・医療・福祉システムと看護の役割を理解する	
		67 国際的観点から医療・看護の役割を理解する	
		68 保健・医療・福祉の動向と課題を理解する	
	69 様々な場における保健・医療・福祉の連携について理解する		
V群 専門職者として研鑽し続ける基本能力	R. 継続的な学習	70 看護実践における自らの課題に取り組むことの重要性を理解する	
		71 継続的に自分の能力の維持・向上に努める	
	S. 看護の質の改善に向けた活動	72 看護の質の向上に向けて看護師として専門性を発展させていく重要性を理解する	
		73 看護実践に研究成果を活用することの重要性を理解する	

卒業時の到達目標
慢性的経過をたどる人の病態や、治療とその影響について説明する
※40と統合
対象者及び家族が健康課題に向き合う過程を支援する
健康課題を持ちながらもその人らしく過ごせるよう、生活の質（QOL）の維持・向上に向けて支援する
※43と統合
急性増悪の予防・早期発見・早期対応に向けて継続的に観察する
※43と統合
終末期にある人の治療と苦痛を理解し、緩和に向けて支援する ※48と順序入れ替え
終末期にある対象者の意思を尊重し、その人らしく過ごせるよう支援する ※47と順序入れ替え
終末期にある対象者及び家族を多様な場においてチームで支援することの重要性を理解する
看護職の業務を法令に基づいて理解するとともに、その役割と機能を説明する
※50と統合
※60の次へ新項目追加
※50・60・61と統合
※60の次へ新項目追加
リスク・マネジメントを含む医療安全の基本的な考え方と看護師の役割について説明する
※55と統合
※55と統合（技術項目にも含まれる）
感染防止策の目的と根拠を理解し、適切な方法で実施する
関係法規及び各種ガイドラインに従って行動する
保健・医療・福祉チームにおける看護師及び他職種の機能・役割を理解する
看護チーム内における看護師の役割と責任を理解する
対象者をとりまく保健・医療・福祉関係者間の協働の必要性について理解する
※64と統合
※削除
対象者を含むチームメンバーと連携・共有・再検討しながら看護を実践する
地域包括ケアシステムの観点から多様な場における看護の機能と役割について理解する
※65と統合
日本における保健・医療・福祉の動向と課題を理解する ※68と順序入れ替え
諸外国における保健・医療・福祉の動向と課題を知る ※67と順序入れ替え
※60・65と統合
※71と統合
看護実践における自らの課題に取り組み、継続的に専門職としての能力の維持・向上に努める必要と方法を理解する
看護の質の向上に努める必要性を理解する
看護実践に新たな技術やエビデンスに基づいた知見を活用し、批判的吟味をすることの重要性を理解する

看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン
別表13-2 看護師教育の技術項目と卒業時の到達度（案）

現行

- 卒業時の到達レベル
I：単独で実施できる
II：指導の下で実施できる
III：学内演習で実施できる
IV：知識として分かる

改正案

<現行からの変更部分は赤字、項目の移動等は緑字>

■卒業時の到達レベル

<演習>

- I：モデル人形もしくは学生間で単独で実施できる
II：モデル人形もしくは学生間で指導の下で実施できる

<実習>

- I：単独で実施できる
II：指導の下で実施できる
III：実施が困難であれば見学する（※いずれも実習中に機会が得られれば）

項目	技術の種類	卒業時の到達度
	2 基本的なベッドメイキングができる	I
	3 臥床患者のリネン交換ができる	II
2. 食事の援助技術	4 患者の状態に合わせて食事介助ができる（嚥下障害のある患者を除く）	I
	5 患者の食事摂取状況（食行動、摂取方法、摂取量）をアセスメントできる	I
	6 経管栄養法を受けている患者の観察ができる	I
	7 患者の栄養状態をアセスメントできる	II
	8 患者の疾患に応じた食事内容が指導できる	II
	9 患者の個性を反映した食生活の改善を計画できる	II
	10 患者に対して、経鼻胃チューブからの流動食の注入ができる	II
	11 モデル人形での経鼻胃チューブの挿入・確認ができる	III
	12 電解質データの基準値からの逸脱が分かる	IV
	13 患者の食生活上の改善点が分かる	IV
3. 排泄援助技術	14 自然な排便を促すための援助ができる	I
	15 自然な排尿を促すための援助ができる	I
	16 患者に合わせた便器・尿器を選択し、排泄援助ができる	I
	17 膀胱留置カテーテルを挿入している患者の観察ができる	I
	18 ポータブルトイレでの患者の排泄援助ができる	II
	19 患者のおむつ交換ができる	II
	20 失禁をしている患者のケアができる	II
	21 膀胱留置カテーテルを挿入している患者のカテーテル固定、カテーテル管理、感染予防の管理ができる	II
	22 モデル人形に導尿又は膀胱留置カテーテルの挿入ができる	III
	23 モデル人形にグリセリン浣腸ができる	III
	24 失禁をしている患者の皮膚粘膜の保護が分かる	IV
	25 基本的な摘便の方法・実施上の留意点が分かる	IV
	26 ストーマを造設した患者の一般的な生活上の留意点が分かる	IV
4. 活動・休息援助技術	27 患者を車椅子で移送できる	I
	28 患者の歩行・移動介助ができる	I
	29 廃用症候群のリスクをアセスメントできる	I
	30 入眠・睡眠を意識した日中の活動の援助ができる	I
	31 患者の睡眠状況をアセスメントし、基本的な入眠を促す援助を計画できる	I
	32 臥床患者の体位変換ができる	II
	33 患者の機能に合わせてベッドから車椅子への移乗ができる	II
	34 廃用症候群予防のための自動・他動運動ができる	II
	35 目的に応じた安静保持の援助ができる	II
	36 体動制限による苦痛を緩和できる	II
	37 患者をベッドからストレッチャーへ移乗できる	II
	38 患者のストレッチャー移送ができる	II
	39 関節可動域訓練ができる	II
	40 廃用症候群予防のための呼吸機能を高める援助が分かる	IV

技術の種類	卒業時の到達度	
	演習	実習
快適な療養環境の整備	I	I
—	—	—
臥床患者のリネン交換	I	II
食事介助（嚥下障害のある患者を除く）	I	I
—	—	—
—	—	—
—	—	—
食事指導	II	II
—	—	—
経管栄養法による流動食の注入 ※11と順序入れ替え	I	II
経鼻胃チューブの挿入 ※10と順序入れ替え	I	III
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
排泄援助（床上、ポータブルトイレ、オムツ等）	I	II
—	—	—
—	—	—
—	—	—
膀胱留置カテーテルの管理 ※22と順序入れ替え	I	III
導尿又は膀胱留置カテーテルの挿入 ※21と順序入れ替え	II	III
浣腸	I	III
—	—	—
摘便	I	III
ストーマ管理	II	III
車椅子での移送 ※28と順序入れ替え	I	I
歩行・移動介助 ※27と順序入れ替え	I	I
移乗介助 ※27と順序入れ替え	I	II
—	—	—
—	—	—
—	—	—
体位変換・保持	I	I
—	—	—
自動・他動運動の援助	I	II
—	—	—
—	—	—
—	—	—
ストレッチャー移送 ※27・28の後へ移動	I	II
—	—	—
—	—	—

項目	技術の種類		卒業時の到達度
5. 清潔・衣生活援助技術	41	入浴が生体に及ぼす影響を理解し、入浴前・中・後の観察ができる	I
	42	患者の状態に合わせた足浴・手浴ができる	I
	43	清拭援助を通して患者の観察ができる	I
	44	洗髪援助を通して患者の観察ができる	I
	45	口腔ケアを通して患者の観察ができる	I
	46	患者が身だしなみを整えるための援助ができる	I
	47	持続静脈内点滴注射を実施していない臥床患者の寝衣交換ができる	I
	48	入浴の介助ができる	II
	49	陰部の清潔保持の援助ができる	II
	50	臥床患者の清拭ができる	II
	51	臥床患者の洗髪ができる	II
	52	意識障害のない患者の口腔ケアができる	II
	53	患者の病態・機能に合わせた口腔ケアを計画できる	II
	54	持続静脈内点滴注射実施中の患者の寝衣交換ができる	II
	55	沐浴が実施できる	II
6. 呼吸・循環を整える技術	56	酸素吸入療法を受けている患者の観察ができる	I
	57	患者の状態に合わせた温罨法・冷罨法が実施できる	I
	58	患者の自覚症状に配慮しながら体温調節の援助ができる	I
	59	末梢循環を促進するための部分浴・罨法・マッサージができる	I
	60	酸素吸入療法が実施できる	II
	61	気道内加湿ができる	II
	62	モデル人形で口腔内・鼻腔内吸引が実施できる	III
	63	モデル人形で気管内吸引ができる	III
	64	モデル人形あるいは学生間で体位ドレナージを実施できる	III
	65	酸素ボンベの操作ができる	III
	66	気管内吸引時の観察点に分かる	IV
	67	酸素の危険性を認識し、安全管理の必要性に分かる	IV
	68	人工呼吸器装着中の患者の観察点に分かる	IV
	69	低圧胸腔内持続吸引中の患者の観察点に分かる	IV
	70	循環機能のアセスメントの視点が分かる	IV
7. 創傷管理技術	71	患者の褥創発生の危険をアセスメントできる	I
	72	褥創予防のためのケアが計画できる	II
	73	褥創予防のためのケアが実施できる	II
	74	患者の創傷の観察ができる	II
	75	学生間で基本的な包帯法が実施できる	III
	76	創傷処置のための無菌操作ができる（ドレイン類の挿入部の処置も含む）	III
	77	創傷処置に用いられる代表的な消毒薬の特徴が分かる	IV
8. 与薬の技術	78	経口薬（バツカル錠・内服薬・舌下錠）の服薬後の観察ができる	II
	79	経皮・外用薬の投与前後の観察ができる	II
	80	直腸内与薬の投与前後の観察ができる	II
	81	点滴静脈内注射をうけている患者の観察点に分かる	II
	82	モデル人形に直腸内与薬が実施できる	III
	83	点滴静脈内注射の輸液の管理ができる	III
	84	モデル人形又は学生間で皮下注射が実施できる	III
	85	モデル人形又は学生間で筋肉内注射が実施できる	III
	86	モデル人形に点滴静脈内注射が実施できる	III
	87	輸液ポンプの基本的な操作ができる	III
	88	経口薬の種類と服用方法が分かる	IV
	89	経皮・外用薬の与薬方法が分かる	IV
	90	中心静脈内栄養を受けている患者の観察点に分かる	IV
	91	皮内注射後の観察点に分かる	IV

技術の種類	卒業時の到達度	
	演習	実習
—	—	—
足浴・手浴 ※51の後へ移動	I	I
—	—	—
—	—	—
—	—	—
整容	I	I
点滴・ドレイン等を留置していない患者の寝衣交換	I	I
入浴・シャワー浴の介助	I	II
陰部の保清 ※50の後へ移動	I	II
清拭	I	II
洗髪	I	II
口腔ケア	I	II
—	—	—
点滴・ドレイン等を留置している患者の寝衣交換 ※47の後へ移動	I	II
新生児の沐浴・清拭	I	III
—	—	—
—	—	—
体温調節の援助	I	I
—	—	—
酸素吸入療法の実施	I	II
ネブライザーを用いた気道内加湿	I	II
口腔内・鼻腔内吸引	II	III
気管内吸引	II	III
体位ドレナージ	I	III
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
褥瘡予防ケア	II	II
創傷処置（創洗浄、創保護、包帯法）	II	II
—	—	—
ドレイン類の挿入部の処置	II	III
—	—	—
経口薬（バツカル錠、内服薬、舌下錠）の投与	II	II
経皮・外用薬の投与	I	II
坐薬の投与	II	II
点滴静脈内注射の管理 ※86の後へ移動	II	II
—	—	—
—	—	—
皮下注射	II	III
筋肉内注射	II	III
静脈確保・点滴静脈内注射	II	III
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—

看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン

別表3 看護師教育の基本的考え方、留意点等 (案)

<現行からの変更部分は赤字>

現行

改正案

教育の基本的考え方

1)	人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解し、看護師としての人間関係を形成する能力を養う。
2)	看護師としての責務を自覚し、倫理に基づいた看護を実践する基礎的能力を養う。
3)	科学的根拠に基づき、看護を計画的に実践する基礎的能力を養う。
4)	健康の保持・増進、疾病の予防及び健康の回復に関わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う。
5)	保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種の役割を理解し、他職種と連携・協働する基礎的能力を養う。
6)	専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続ける基礎的能力を養う。

教育の基本的考え方

1)	人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解する能力を養う。
2)	対象を中心とした看護を提供するために、看護師としての人間関係を形成するコミュニケーション能力を養う。
3)	看護師としての責務を自覚し、対象の立場に立った倫理に基づき看護を実践する基礎的能力を養う。
4)	科学的根拠に基づいた看護の実践に必要な臨床判断を行うための基礎的能力を養う。
5)	健康の保持・増進、疾病の予防及び健康の回復に関わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う。
6)	保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種の役割を理解し、多職種と連携・協働しながら多様な場で生活する人々へ看護を提供する基礎的能力を養う。
7)	専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続け、看護の質の向上を図る基礎的能力を養う。

教育内容	単位数	留意点
基礎分野	科学的思考の基盤	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力及びコミュニケーション能力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。 人間と社会を幅広く理解する内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含むものとする。 国際化及び情報化へ対応しうる能力を養う内容を含むものとする。 職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解し、人権意識の普及・高揚を図る内容を含むことが望ましい。
	人間と生活・社会の理解	
小計	13	
専門基礎分野	人体の構造と機能	人体を系統だてて理解し、健康・疾病・障害に関する観察力、判断力を強化するため、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、病態生理学、微生物学等を臨床で活用可能なものとして学ぶ内容とする。 演習を強化する内容とする。
	疾病の成り立ちと回復の促進	
	健康支援と社会保障制度	
小計	21	
専門分野Ⅰ	基礎看護学	専門分野Ⅰでは、各看護学及び在宅看護論の基礎となる基礎的理論や基礎的技術を学ぶため、看護学概論、看護技術、臨床看護総論を含む内容とし、演習を強化する内容とする。 コミュニケーション、フィジカルアセスメントを強化する内容とする。 事例等に対して、看護技術を適用する方法の基礎を学ぶ内容とする。 看護師として倫理的な判断をするための基礎的能力を養う内容とする。
	臨地実習	3
	基礎看護学	3
	小計	13
専門分野Ⅱ	成人看護学	6
	老年看護学	4
	小児看護学	4
	母性看護学	4
	精神看護学	4
	臨地実習	16
	成人看護学	6
	老年看護学	4
	小児看護学	2
	母性看護学	2
精神看護学	2	
小計	38	
統合分野	在宅看護論	4
	看護の統合と実践	4
	臨地実習	4
	在宅看護論	2
	看護の統合と実践	2
小計	12	
総計	97	3,000時間以上の講義・実習等を行うものとする。

教育内容	単位数	留意点
基礎分野	科学的思考の基盤	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力及びコミュニケーション能力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。 人間と社会の仕組みを幅広く理解する内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含むものとする。 国際化へ対応しうる能力、情報通信技術(ICT)を活用するための基礎的能力を養う内容を含むものとする。 職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解し、人権意識の普及・高揚を図る内容を含むことが望ましい。
	人間と生活・社会の理解	
小計	14	
専門基礎分野	人体の構造と機能	看護学の観点から人体を系統だてて理解し、健康・疾病・障害に関する観察力、判断力を強化するため、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、病態生理学、微生物学等を看護実践の基盤として学ぶ内容とする。 臨床判断能力の基盤となる演習を強化する内容とする。 アクティブラーニング等を分野・領域に関わらず活用することにより、主体的な学習を促す。
	疾病の成り立ちと回復の促進	
	健康支援と社会保障制度	
小計	22	
専門分野	基礎看護学	11
	地域・在宅看護論	6
	成人看護学	6
	老年看護学	4
	小児看護学	4
	母性看護学	4
	精神看護学	4
	看護の統合と実践	4
	臨地実習	23
	基礎看護学	(3)
地域・在宅看護論	(2)	
成人看護学	(4)	
老年看護学	(4)	
小児看護学	(2)	
母性看護学	(2)	
精神看護学	(2)	
看護の統合と実践	(2)	
小計	66	
総計	102	3,000時間以上の講義・実習等を行うものとする。

備考 看護の対象の特性に鑑み、包括的かつ継続的な看護を学修できるよう、複数の領域を横断した科目を設定する等、効果的に学ぶための工夫をすることが望ましい。

看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン
別表3-2 看護師教育の基本的考え方、留意点等
(2年課程、2年課程(定時制)、2年課程(通信制)(案)

現行

改正案

<現行からの変更部分は赤字>

教育の基本的考え方	
1)	人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解し、看護師としての人間関係を形成する能力を養う。
2)	看護師としての責務を自覚し、倫理に基づいた看護を実践する基礎的能力を養う。
3)	科学的根拠に基づき、看護を計画的に実践する基礎的能力を養う。
4)	健康の保持・増進、疾病の予防及び健康の回復に関わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う。
5)	保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種の役割を理解し、他職種と連携・協働する基礎的能力を養う。
6)	専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続ける基礎的能力を養う。

教育の基本的考え方	
1)	人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解する能力を養う。
2)	対象を中心とした看護を提供するために、看護師としての人間関係を形成するコミュニケーション能力を養う。
3)	看護師としての責務を自覚し、対象の立場に立った倫理に基づく看護を実践する基礎的能力を養う。
4)	科学的根拠に基づいた看護の実践に必要な臨床判断を行うための基礎的能力を養う。
5)	健康の保持・増進、疾病の予防及び健康の回復に関わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う。
6)	保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種の役割を理解し、多職種と連携・協働しながら多様な場で生活する人々へ看護を提供する基礎的能力を養う。
7)	専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続け、看護の質の向上を図る基礎的能力を養う。

教育内容	2年課程 2年課程 (定時制)	2年課程(通信制)		留意点	
		通信学習			
		単位数	備考		
科学的思考の基盤	7	7	1単位の授業科目を45時間の学修に相当する内容にすること。また、1単位ごとに1レポート、単位認定試験等を課すことを標準として、達成度を確認すること。	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力及びコミュニケーション能力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。人間と社会を幅広く理解する内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含むものとする。国際化及び情報化へ対応しうる能力を養う内容を含むものとする。職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解し、人権意識の普及・高揚を図る内容を含むことが望ましい。	
人間と生活・社会の理解					
小計	7	7			
人体の構造と機能	10	10	1単位の授業科目を45時間の学修に相当する内容にすること。また、1単位ごとに1レポート、単位認定試験等を課すことを標準として、達成度を確認すること。	人体を系統だてて理解し、健康・疾病・障害に関する観察力、判断力を強化するため、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、病態生理学、微生物学等を臨床で活用可能なものとして学ぶ内容とする。演習を強化する内容とする。人々が生涯を通じて、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う内容とし、保健・医療・福祉に関する基本概念、関係制度、関係する職種の役割の理解等を含むものとする。	
疾病の成り立ちと回復の促進					
健康支援と社会保障制度	4	4			
小計	14	14			
基礎看護学	6	6	1単位の授業科目を45時間の学修に相当する内容にすること。また、1単位ごとに1レポート、単位認定試験等を課すことを標準として、達成度を確認すること。	専門分野Iでは、各看護学及び在宅看護論の基盤となる基礎的理論や基礎的技術を学ぶため、看護学概論、看護技術、臨床看護総論を含む内容とし、演習を強化する内容とする。コミュニケーション、フィジカルアセスメントを強化する内容とする。事例等に対して、看護技術を適用する方法の基礎を学ぶ内容とする。看護師として倫理的な判断をするための基礎的能力を養い、問題解決能力を強化する内容とする。	
臨地実習	紙上事例演習		病院見学実習及び面接授業	2年課程(通信制)については、紙上事例演習、病院等見学実習、面接授業で代える。	
基礎看護学	2	1	3事例程度		1
	2		1		病院見学会実習2日及び面接授業3日
小計	8	7	3事例程度	1	

教育内容	2年課程 2年課程 (定時制)	2年課程(通信制)		留意点
		通信学習		
		単位数	備考	
科学的思考の基盤	8	8	1単位の授業科目を45時間の学修に相当する内容にすること。また、1単位ごとに1レポート、単位認定試験等を課すことを標準として、達成度を確認すること。	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力及びコミュニケーション能力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。人間と社会の仕組みを幅広く理解する内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含むものとする。国際化へ対応しうる能力、情報通信技術(ICT)を活用するための基礎的能力を養う内容を含むものとする。職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解し、人権意識の普及・高揚を図る内容を含むことが望ましい。
人間と生活・社会の理解				
小計	8	8		
人体の構造と機能	10	10	1単位の授業科目を45時間の学修に相当する内容にすること。また、1単位ごとに1レポート、単位認定試験等を課すことを標準として、達成度を確認すること。	看護学の観点から人体を系統だてて理解し、健康・疾病・障害に関する観察力、判断力を強化するため、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、病態生理学、微生物学等を看護実践の基盤として学ぶ内容とする。臨床判断能力の基盤となる演習を強化する内容とする。
疾病の成り立ちと回復の促進				
健康支援と社会保障制度	4	4		人々が生涯を通じて、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う内容とし、保健・医療・福祉に関する基本概念、関係制度、関係する職種の役割の理解等を含むものとする。
小計	14	14		
基礎看護学	6	6	1単位の授業科目を45時間の学修に相当する内容にすること。また、1単位ごとに1レポート、単位認定試験等を課すことを標準として、達成度を確認すること。	基礎看護学では、臨床判断能力や看護の基盤となる基礎的理論や基礎的技術、看護の展開方法等を学ぶため、看護学概論、看護技術、臨床看護総論を含む内容とし、シミュレーション等を活用した演習を強化する内容とする。コミュニケーション、フィジカルアセスメントを強化する内容とする。事例等に対して、安全に看護技術を適用する方法の基礎を学ぶ内容とする。看護師として倫理的に判断し、行動するための基礎的能力を学ぶ内容とする。
地域・在宅看護論	5	5		地域・在宅看護論では地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解し、地域における様々な場での看護の基礎を学ぶ内容とする。地域で提供する看護を理解し、基礎的な技術を身につけ、多職種と協働する中での看護の役割を理解する内容とする。地域での終末期看護に関する内容も含むものとする。
成人看護学	3	3		講義、演習及び実習を効果的に組み合わせ、看護実践能力の向上を図る内容とする。
老年看護学	3	3		健康の保持・増進及び疾病の予防に関する看護の方法を学ぶ内容とする。
小児看護学	3	3		成長発達段階を深く理解し、様々な健康状態にある人々及び多様な場で看護を必要とする人々に対する看護の方法を学ぶ内容とする。
母性看護学	3	3		
精神看護学	3	3		
看護の統合と実践	4	4		チーム医療における及び他職種との協働の中で、看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップの発揮や多職種との連携・協働を学ぶ内容とする。基礎的臨床判断能力を養う内容とする。看護をマネジメントできる基礎的能力を養う内容とする。医療安全の基礎的知識を含む内容とする。災害の基礎的知識を含む内容とする。諸外国における保健・医療・福祉の課題を理解する内容とする。看護技術の総合的な評価を行う内容とする。
小計	30	30		

現行

改正案

<現行からの変更部分は赤字>

教育内容	2年課程 2年課程 (定時制)	2年課程(通信制)				留意点	
		通信学習		備考			
		単位数	単位数				
成人看護学	3	3	1単位の授業科目を45時間の学修に相当する内容にすること。また、1単位ごとに1レポート、単位認定試験等を課すことを標準として、達成度を確認すること。			<p>講義、演習及び実習を効果的に組み合わせ、看護実践能力の向上を図る内容とする。健康の保持・増進及び疾病の予防に関する看護の方法を学ぶ内容とする。</p> <p>成長発達段階を深く理解し、様々な健康状態にある人々及び多様な場で看護を必要とする人々に対する看護の方法を学ぶ内容とする。</p>	
老年看護学	3	3					
小児看護学	3	3					
母性看護学	3	3					
精神看護学	3	3					
臨地実習					<p>知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う実習とする。</p> <p>チームの一員としての役割を学ぶ実習とする。保健・医療・福祉との連携、協働を通して、看護を実践する実習とする。</p> <p>多様な看護実践の場(病院、施設等)で実習する。2年課程(通信制)については、紙上事例演習、病院等見学実習、面接授業で代える。</p>		
成人看護学	2	1	3事例程度	1			教育内容ごとに病院見学実習2日及び面接授業3日
老年看護学	2	1	3事例程度	1			
小児看護学	2	1	3事例程度	1			
母性看護学	2	1	3事例程度	1			
精神看護学	2	1	3事例程度	1			
小計	25	20	15事例程度	5			
在宅看護論	3	3	1単位の授業科目を45時間の学修に相当する内容にすること。また、1単位ごとに1レポート、単位認定試験等を課すことを標準として、達成度を確認すること。			<p>在宅看護論では地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解し地域での看護の基礎を学ぶ内容とする。地域で提供する看護を理解し、基礎的な技術を身につけ、他職種と協働する中での看護の役割を理解する内容とする。</p> <p>地域での終末期看護に関する内容も含むものとする。</p>	
看護の統合と実践	4	4					<p>チーム医療及び他職種との協働の中で、看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップを理解する内容とする。</p> <p>看護をマネジメントできる基礎的能力を養う内容とする。</p> <p>医療安全の基礎的知識を含む内容とする。</p> <p>災害直後から支援できる看護の基礎的知識について理解する内容とする。</p> <p>国際社会において、広い視野に基づき、看護師として諸外国との協力を考える内容とする。</p> <p>看護技術の総合的な評価を行う内容とする。</p>
臨地実習						<p>訪問看護に加え、地域における多様な場で実習を行うことが望ましい。</p> <p>通信制を除く2年課程では、専門分野での実習を踏まえ、実務に即した実習、複数の患者を受け持つ実習、一勤務帯を通じた実習を行う。また、夜間の実習を行うことが望ましい。</p> <p>2年課程(通信制)については、紙上事例演習、病院等見学実習、面接授業で代える。</p>	
在宅看護論	2	1	3事例程度	1	教育内容ごとに病院見学実習2日及び面接授業3日		
看護の統合と実践	2	1	3事例程度	1			
小計	11	9	6事例程度	2			
総計	65		65			2,180時間以上の講義・演習等を行うものとする。	

教育内容	2年課程 2年課程 (定時制)	2年課程(通信制)				留意点
		紙上事例演習		病院見学実習及び面接授業		
		単位数	単位数	備考	単位数	
臨地実習						<p>知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う実習とする。</p> <p>対象者及び家族の意思決定を支援することの重要性を学ぶ実習とする。</p> <p>チームの一員としての役割を学ぶ実習とする。保健・医療・福祉との連携、協働を通して、切れ目のない看護を学ぶ実践する実習とする。</p> <p>地域における多様な場で実習を行うこと。</p> <p>看護の統合と実践では、各専門領域での実習を踏まえ実務に即した(複数の患者を受け持つ実習、一勤務帯を通じた実習等)を行う。また、多職種と連携・協働しながら看護を実践する実習や、夜間の実習を夜間の実習を行うことが望ましい。</p> <p>看護実践の場(病院、施設等)で実習する。</p> <p>2年課程(通信制)については、紙上事例演習、病院等見学実習、面接授業で代える。</p>
基礎看護学	2	1	3事例程度	1	教育内容ごとに病院見学実習2日及び面接授業3日	
地域・在宅看護論	2	1	3事例程度	1		
成人看護学			3事例程度			
老年看護学			3事例程度			
小児看護学			3事例程度			
母性看護学			3事例程度			
精神看護学			3事例程度			
看護の統合と実践			3事例程度			
小計	16	8	24事例程度	8		
総計	68		68			2,180時間以上の講義・演習等を行うものとする。

備考 看護の対象の特性に鑑み、包括的かつ継続的な看護を学修できるよう、複数の領域を横断した科目を設定する等、効果的に学ぶための工夫をすることが望ましい。

備考の内容は、「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」の別表ではなく、本文に記載する。

<現行からの変更点は赤字>

現行		単位数	留意点
基礎分野	科学的思考の基盤	13	
	人間と生活・社会の理解		
	小計	13	
専門基礎分野	人体の構造と機能	15	保健医療福祉行政論を含む内容とし、事例を用いて政策形成過程等に関する演習を行う。
	疾病の成り立ちと回復の促進		
	健康支援と社会保障制度	8	
	健康現象の疫学と統計	4	
小計	27		
専門分野Ⅰ	基礎看護学	10	
	臨地実習	3	
	基礎看護学	3	
	小計	13	
専門分野Ⅱ	成人看護学	6	
	老年看護学	4	
	小児看護学	4	
	母性看護学	4	
	精神看護学	4	
	臨地実習	16	
	成人看護学	6	
	老年看護学	4	
	小児看護学	2	
	母性看護学	2	
	精神看護学	2	
	小計	38	
	統合分野	在宅看護論	
公衆衛生看護学		14	
公衆衛生看護学概論		2	
個人・家族・集団・組織の支援		12	
公衆衛生看護活動展開論			
公衆衛生看護管理論			
看護の統合と実践		4	
臨地実習		9	
在宅看護論		2	
公衆衛生看護学		5	
個人・家族・集団・組織の支援実習		2	
公衆衛生看護活動展開論実習		3	
公衆衛生看護管理論実習			
看護の統合と実践	2		
小計	31		
総計	122	3,790時間以上の講義・実習等を行うものとする。	

改正案		単位数	留意点
基礎分野	科学的思考の基盤	14	
	人間と生活・社会の理解		
	小計	14	
専門基礎分野	人体の構造と機能	16	保健医療福祉行政論を含む内容とし、保健・医療・介護・福祉施策の企画及び評価について、事例を用いて政策形成過程等に関する演習を行う。
	疾病の成り立ちと回復の促進		
	健康支援と社会保障制度	9	
	健康現象の疫学と統計	4	
小計	29		
専門分野	基礎看護学	11	
	地域・在宅看護論	4	
	公衆衛生看護学	16	
	公衆衛生看護学概論	2	
	個人・家族・集団・組織の支援	14	
	公衆衛生看護活動展開論		
	公衆衛生看護管理論		
	成人看護学	6	
	老年看護学	4	
	小児看護学	4	
	母性看護学	4	
	精神看護学	4	
	看護の統合と実践	4	
臨地実習	28		
基礎看護学	(3)		
地域・在宅看護論	(2)		
公衆衛生看護学	5		
個人・家族・集団・組織の支援実習	2		
公衆衛生看護活動展開論実習	3		
公衆衛生看護管理論実習			
成人看護学	(4)		
老年看護学			
小児看護学			
母性看護学			
精神看護学	(2)		
看護の統合と実践	(2)		
小計	85		
総計	128	3,790時間以上の講義・実習等を行うものとする。	

現行

改正案

<現行からの変更点は赤字>

教育内容		単位数	留意点
基礎分野	科学的思考の基盤	13	
	人間と生活・社会の理解		
	小計	13	
専門基礎分野	人体の構造と機能	15	基礎助産学の一部を含む内容とする。
	疾病の成り立ちと回復の促進		
	健康支援と社会保障制度	6	
	小計	21	
専門分野Ⅰ	基礎看護学	10	
	臨地実習	3	
	基礎看護学	3	
	小計	13	
専門分野Ⅱ	成人看護学	6	基礎助産学の一部を含む内容とする。
	老年看護学	4	
	小児看護学	4	
	母性看護学	4	基礎助産学の一部を含む内容とする。
	精神看護学	4	
	基礎助産学	5	
	助産診断・技術学	8	
	地域母子保健	1	
	助産管理	2	
	臨地実習	27	
	成人看護学	6	
	老年看護学	4	
	小児看護学	2	
	母性看護学	2	
	精神看護学	2	
助産学	11		
	小計	65	
統合分野	在宅看護論	4	
	看護の統合と実践	4	
	臨地実習	4	
	在宅看護論	2	
	看護の統合と実践	2	
	小計	12	
	総計	124	3,955時間以上の講義・実習等を行うものとする。

教育内容		単位数	留意点
基礎分野	科学的思考の基盤	14	
	人間と生活・社会の理解		
	小計	14	
専門基礎分野	人体の構造と機能	16	基礎助産学の一部を含む内容とする。
	疾病の成り立ちと回復の促進		
	健康支援と社会保障制度	6	
	小計	22	
専門分野	基礎看護学	11	基礎助産学の一部を含む内容とする。
	地域・在宅看護論	4	
	地域母子保健	2	
	成人看護学	6	
	老年看護学	4	
	小児看護学	4	
	母性看護学	4	
	精神看護学	4	
	看護の統合と実践	4	
	基礎助産学	5	
	助産診断・技術学	10	
	助産管理	2	
	臨地実習	34	
	基礎看護学	(3)	
	地域・在宅看護論	(2)	
成人看護学	(4)		
老年看護学	(2)		
小児看護学	(2)		
母性看護学	(2)		
精神看護学	(2)		
看護の統合と実践	(2)		
助産学	11		
	小計	94	
	総計	130	3,955時間以上の講義・実習等を行うものとする。

看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン
別表9 機械器具、模型及び図書（看護師養成所）（案）

第9回 看護基礎教育検討会
令和元年9月12日

資料1-8

現行

	品目	数量	
ベッド	成人用ベッド（電動ベッド・ギャッジベッド・高さ30cmを含む）	学生4人に1	
	小児用ベッド	2	
	新生児用ベッド	2	
	保育器	1	
	床頭台	ベッド数	
	オーバーベッドテーブル	ベッド数	
	患者用移送車（ストレッチャー）	1	
	担架	1	
	布団一式	2	
実習用モデル人形	看護実習モデル人形	学生10人に1	
	注射訓練モデル	1	
	静脈採血注射モデル	1	
	気管内挿管訓練モデル	1	
	救急蘇生人形	1	
	経管栄養訓練モデル	1	
	吸引訓練モデル	1	
	導尿訓練モデル	2	
	浣腸訓練モデル	2	
	乳房マッサージ訓練モデル	1	
	沐浴用人形	学生4人に1	
	ファントーム	1	
	看護用具等	洗髪車	1
清拭車		1	
沐浴槽		学生4人に1	
排泄用具一式（各種）		適当数	
口腔ケア用具一式（各種）		適当数	
電法用具一式		1	
診察用具一式		1	
処置用具等	計測器一式	1	
	救急処置用器材一式（人工呼吸器含む）	1	
	注射用具一式（各種）	適当数	
	経管栄養用具一式	1	
	浣腸用具一式（各種）	適当数	
	洗浄用具一式（各種）	適当数	
	処置台又はワゴン	ベッド数	
	酸素吸入装置及び酸素ポンプ	各々1	
	吸入器	1	
	吸引装置又は吸引器	1	
	心電計	1	
	輸液ポンプ	1	
	煮沸消毒器	1	
	手術用手洗用具一式（各種）	適当数	
	小手術用機械器具一式	1	
	機能訓練用具	車椅子（各種）	適当数
		歩行補助具（各種）	適当数
自助具（各種）		適当数	
在宅看護用具	手すり付き家庭用風呂	1	
	簡易浴槽	適当数	
	台所設備一式	1	
	車椅子用トイレ	1	
低ベッド（家庭用）	1		
リネン類（各種）	適当数		
模型	人体解剖	1	
	人体骨格	1	
	血液循環系統	1	
	頭骨分解	1	
	心臓解剖	1	
	呼吸器	1	
	消化器	1	
	脳及び神経系	1	
	筋肉	1	
	皮膚裁断	1	
	目・耳の構造	1	
	歯の構造	1	
	鼻腔・咽頭・喉頭の構造	1	
	腎臓及び泌尿器系	1	
	骨盤径線	1	
	妊娠子宮	1	
胎児発育順序	1		
受胎原理	1		
栄養指導用フードモデル（各種）	適当数		
視聴覚教材	VTR装置一式	1	
	ビデオカメラ	適当数	
	教材用ビデオテープ・DVD等	適当数	
	カメラ	適当数	
	オーバーヘッドプロジェクター	適当数	
	カセットテープレコーダー	適当数	
	ワイヤレスマイク	適当数	
その他	パーソナルコンピューター	適当数	
	複写機	1	
	印刷機	1	
図書	基礎分野に関する図書	1,000冊以上	
	専門基礎分野及び専門分野に関する図書	1,500冊以上	
	学術雑誌	20種類以上	

備考 人工呼吸器及び輸液ポンプは、教育内容や方法にあわせて講義又は演習時のみに備えることでも差し支えないこと。また、視聴覚教材は同様の機能を有する他の機器で代替することができる。

改正案

<現行からの変更部分は赤字、項目の統廃合等は緑字>

	品目	数量
ベッド	成人用ベッド（高さや傾きが調整可能なものを含む）	学生4人に1
	小児用ベッド	適当数
	新生児用ベッド	適当数
	保育器	※
	床頭台	適当数
	オーバーベッドテーブル	適当数
	患者用移送車（ストレッチャー）	1
	担架	※
	※削除	※削除
実習用モデル人形	看護実習モデル人形	学生10人に1
	注射訓練モデル	適当数
	静脈採血注射モデル	適当数
	気管内挿管訓練モデル	適当数
	救急蘇生人形	適当数
	経管栄養訓練モデル	適当数
	吸引訓練モデル	適当数
	導尿訓練モデル	適当数
	浣腸訓練モデル	適当数
	乳房マッサージ訓練モデル	適当数
	沐浴用人形	学生4人に1
	ファントーム	適当数
	看護用具等	洗髪用具一式
清拭用具一式		適当数
沐浴槽		学生4人に1
排泄用具一式（各種）		適当数
口腔ケア用具一式（各種）		適当数
電法用具一式		適当数
診察用具一式		適当数
処置用具等	計測器一式	適当数
	救急処置用器材一式（人工呼吸器含む）※	適当数
	人工呼吸器	※
	注射用具一式（各種）	適当数
	経管栄養用具一式	適当数
	浣腸用具一式（各種）	適当数
	洗浄用具一式（各種）	適当数
	処置台又はワゴン	ベッド数
	酸素吸入装置及び酸素ポンプ	※
	吸入器	※
	吸引装置又は吸引器	※
	心電計	※
	輸液ポンプ	※
	※削除	※削除
	※削除	※削除
	※削除	※削除
	機能訓練用具	車椅子（各種）
歩行補助具（各種）		※
自助具（各種）		適当数
在宅看護用具	手すり付き家庭用風呂	1
	※削除	※削除
	※削除	※削除
	車椅子用トイレ	1
低ベッド（家庭用）	1	
リネン類（各種）	適当数	
模型	人体解剖	1
	人体骨格	1
	血液循環系統	1
	頭骨分解	1
	心臓解剖	1
	呼吸器	1
	消化器	1
	脳及び神経系	1
	筋肉	1
	皮膚裁断	1
	目・耳の構造	1
	歯の構造	1
	鼻腔・咽頭・喉頭の構造	1
	腎臓及び泌尿器系	1
	骨盤径線	1
	妊娠子宮	1
胎児発育順序	1	
受胎原理	1	
栄養指導用フードモデル（各種）	適当数	
視聴覚教材	映像・音声を記録・再生する装置一式	適当数
	※削除	※削除
	教材用DVD等	適当数
	※削除	※削除
	プロジェクター	適当数
	※削除	※
	ワイヤレスマイク	適当数
その他	パーソナルコンピューター	適当数
	複写機、プリンター	適当数
	※削除	※削除
図書	基礎分野に関する図書	1,000冊以上
	専門基礎分野及び専門分野に関する図書	1,500冊以上
	学術雑誌	20種類以上

備考 ※の機械器具については、教育内容や方法にあわせて講義又は演習時のみに備えることでも差し支えないこと。また、視聴覚教材は同様の機能を有する他の機器で代替することができる。図書については、電子書籍でも可能ではあるが、学生が使用できる環境を整えること。